令和４年９月９日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

令和４年８月３日からの大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて
（８月サービス提供分）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、令和４年８月３日からの大雨による災害に係る８月サービス提供分の介護報酬等の請求について、厚生労働省より事務連絡が発出された旨の連絡です。

まず、令和４年８月サービス提供分に係る介護報酬等の請求につきましては、今回の被災によりサービス提供記録等を滅失または棄損した場合、あるいは大雨による災害発生直後における介護サービス提供内容について十分に把握することが困難である場合、概算による請求を行うことができるものとされております。

概算による請求を選択する介護サービス事業所等については、やむを得ない事情がある場合を除き、本年９月 14 日までに概算による請求を選択する旨、添付の別紙様式にて事業所が所在する国保連に届け出を行い、提出期限の遅れたものについては、翌月以降に提出することとなります。

概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法といたしましては、原則として令和４年４月サービス提供分から令和４年６月サービス提供分までの介護報酬支払実績を用い、具体的には下記①および②により算出することとなります。

① 令和４年８月４日以前の介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和４年４月から６月までの介護報酬等支払額}}{91\text{ 日※}} \times 4$$

② 令和４年８月５日以降の介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和４年４月から６月までの介護報酬等支払額}}{91\text{ 日※}} \times 27 \times (1 + 0.05)$$

※令和４年４月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から令和４年６月 30 日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすること。

なお、概算請求に関するその他の事項については、添付の事務連絡の「1　令和４年　８月サービス提供分に係る介護報酬等の請求について」および「2 概算請求を行う場合の取扱いについて」に記載されております。

また、添付の事務連絡の「3 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて」では、本年８月サービス提供分（９月提出分）の報酬を、概算請求ではなく通常の方法による請求を行う際、請求明細書の提出期限については、国保連に相談することとする旨や利用料が減免された者に係る請求手続等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

・令和４年８月３日からの大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（８月サービス提供分）
（令 4.9.6 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療２課（西井・吉田・澤野）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737